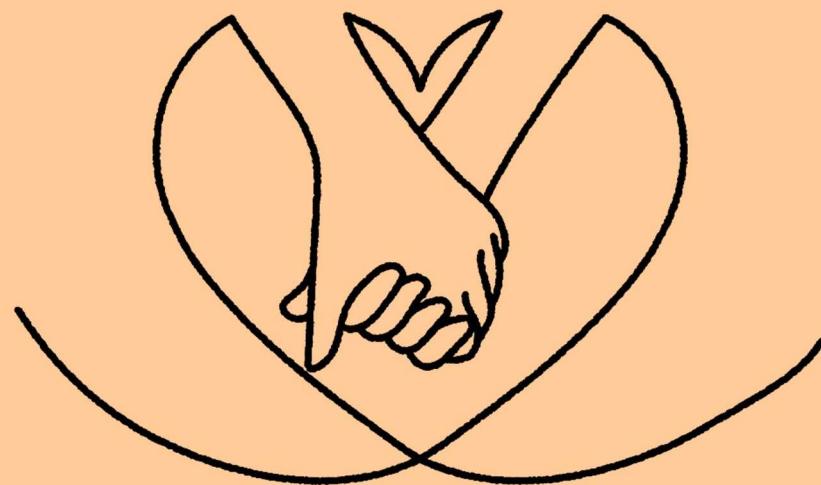


# 苫小牧市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 —概要版—

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

苫小牧市

## 計画の策定に当たって

### 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的等

第9期計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えることになりますが、高齢者を取り巻く社会情勢は複雑かつ多様化し続けています。また、令和22年（2040年）には高齢者人口のピークを迎えることが見込まれる一方で、生産年齢人口の減少には歯止めがかからず、高齢者を支える担い手不足は深刻化の一途をたどっています。

このような状況においても、限りある資源で複雑かつ多様に増大する高齢者のニーズを支えていくためには、介護だけでなく、医療・住まい・社会参加など包括的な視点で地域を捉え、地域社会の様々な変化に安定的に対応し、これを維持できる社会を目指していくことが重要となります。

のことから、地域包括ケアシステムの更なる深化を図るために、地域における状況やこれまでの計画において実施してきた事業の評価、今般の介護保険制度の趣旨等を踏まえ、『いつまでも健康で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現』に向けた「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

### 2 計画の根拠と位置付け

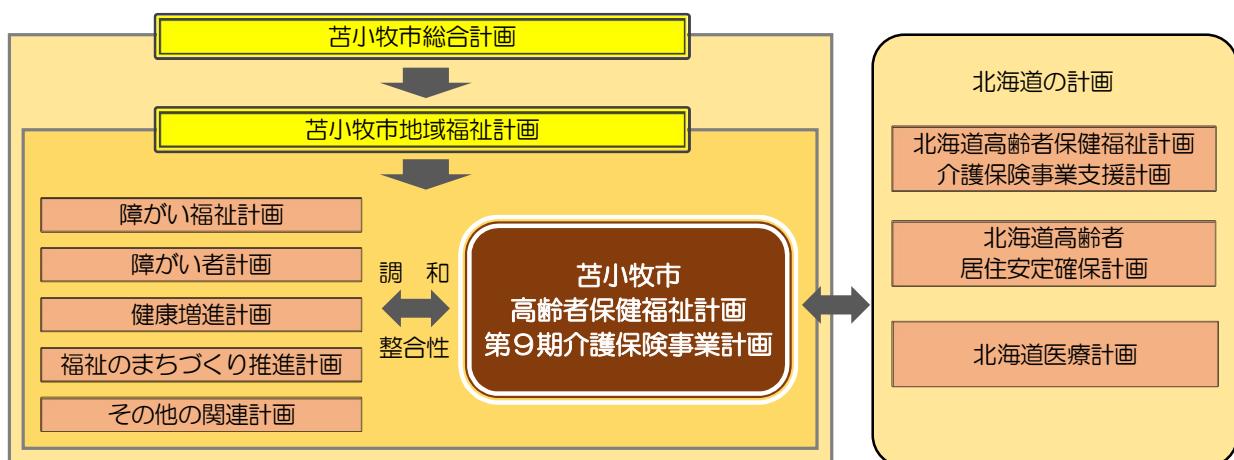
#### （1）法的な位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

#### （2）計画の位置付け

本計画は、上位計画となる苫小牧市総合計画及び苫小牧市地域福祉計画の方向性を踏まえて策定した計画です。

また、本計画と同時期に、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画及び北海道医療計画が策定されることから、在宅医療・介護の充実等による地域包括ケアシステムの推進が一体的に行われるよう、これらの計画との整合性の確保に努めています。



### 3 計画期間

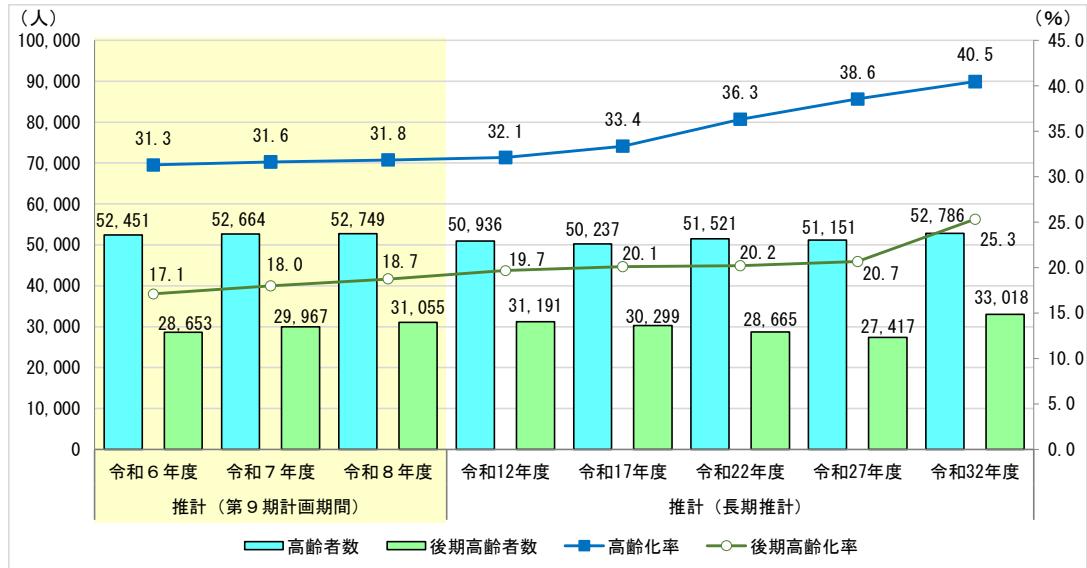
計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期として定めることとされています。

## 本市における高齢者数等の見通し

### 1 高齢者数、後期高齢者数の推計

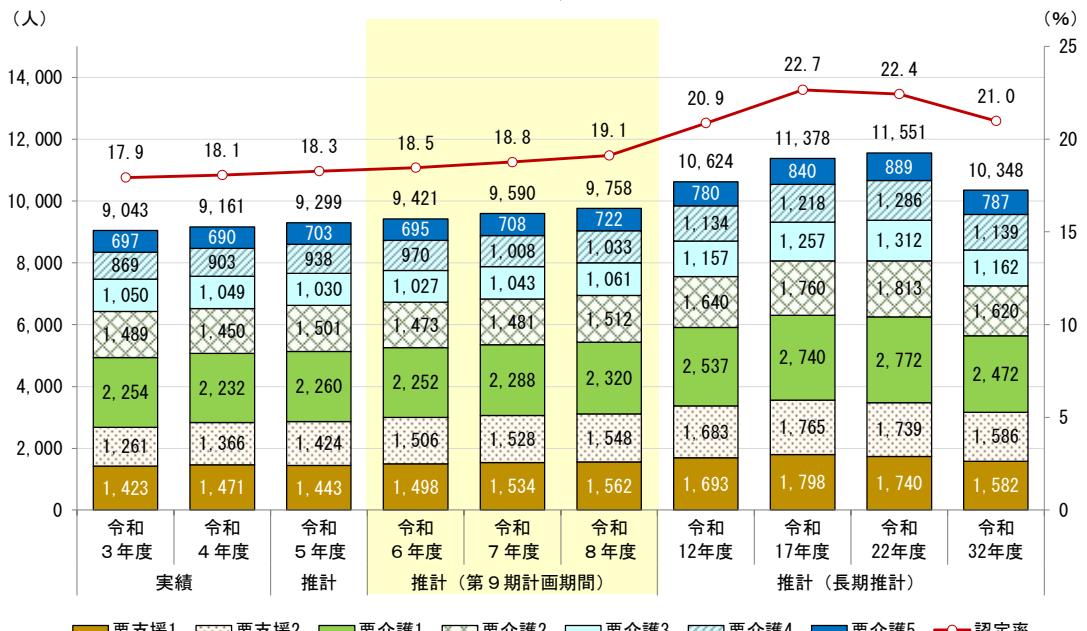
団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には高齢者数は51,521人（高齢化率36.3%）、後期高齢者数は28,665人（後期高齢化率20.2%）、さらに団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度には高齢者数が52,786人（高齢化率40.5%）、後期高齢者数が33,018人（後期高齢化率25.3%）になると見込まれます。



### 2 要支援・要介護認定者数の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、高齢化の進行、特に後期高齢者の増加に伴い増加が続き、計画期間最終年度の令和8年度には9,758人（認定率19.1%）になると見込まれます。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には11,551人（22.4%）、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度には10,348人（21.0%）になると見込まれます。



## 第9期計画における将来ビジョン

### 1 第9期計画に向けて

本市の統計分析、計画に向けて実施した各種アンケート調査結果の分析及び第8期計画の評価等を踏まえ、第9期計画に向けては、次に掲げる課題について検討を進め、本市における「地域包括ケアシステム」の実現に取り組む必要があると考えられます。

#### I 高齢化の進行に対応した自主的な健康づくり・介護予防の促進

総人口が減少している一方、高齢者数や要支援・要介護認定者数は増加傾向にあります。また、元気な高齢者の半数以上に認知症リスクがみられるほか、うつ傾向や転倒リスクも比較的高い割合となっています。このことから、住民が健康維持や介護予防に興味を持ち、主体的に活動を行えるよう支援する必要があります。

#### II 認知症になっても地域で暮らし続けられる支援体制の充実

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれます。令和5年6月に成立、公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、地域住民が認知症を理解し、認知症の人と共に生活する社会を整備していくことが重要です。

#### III 地域の状況に応じた高齢者の支え合いの仕組みの充実

近年は地域のニーズや課題や複雑化・多様化しており、包括的な支援体制が求められています。そのため、地域が主体となってニーズや課題を把握し、地域の資源や住民とともに高齢者を支える仕組みの充実が必要です。

#### IV 家族介護者への支援

本市では、介護と仕事を両立している家族介護者が多くみられます。また、近年では全国的にヤングケアラーや老老介護等の問題も起きています。このことから、相談しやすい体制づくりを促進するとともに、家族介護者の介護負担を軽減する支援が求められます。

#### V 安定的なサービス基盤の整備

アンケート調査結果では、要介護状態に大きな変化がない場合、「自宅で暮らしたい」と希望する方が半数以上を占めています。高齢者の増加、ニーズの多様化に対応するため、安定的かつ継続的にサービスを供給できる体制整備が必要です。

#### VI 介護人材の確保・育成

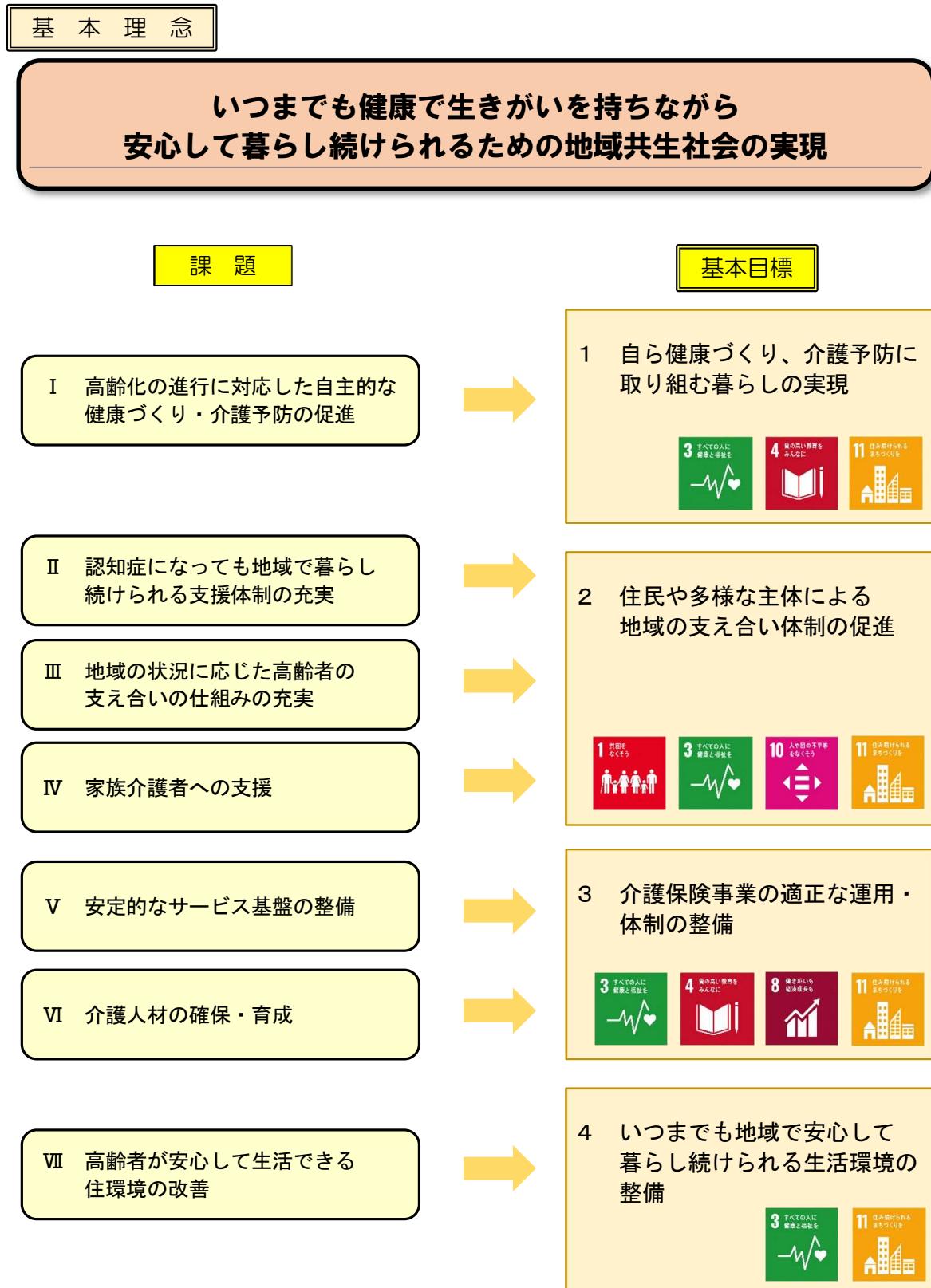
市内の多くの事業所が介護人材の確保に苦慮しています。今後の更なる高齢化に対応するためにも、外国人介護人材の活用も含めた、介護人材の確保・育成に向けた取組をさらに進めていくことが必要です。

#### VII 高齢者が安心して生活できる住環境の改善

日常生活圏域によっては、世帯数の1/4以上が高齢者独居世帯、1/7以上が高齢夫婦世帯となっています。支援を必要とする高齢者の増加が見込まれていることから、介護保険施設等を含めた多様な住居の確保や交通機関の整備に向けた取組が必要です。

## 2 施策体系図

これらの課題に対し、第8期計画の方向性を継承しながら、その取組をさらに深化させることを目的として次の基本理念を掲げるとともに、基本理念の実現に向けた課題解決のため、4つの基本目標を設定し、第9期計画における将来ビジョンの施策体系とします。



### 3 具体的な施策等一覧

4つの各基本目標の推進に向け、次の具体的な施策等に取り組みます。

#### 基本目標

##### 1 自ら健康づくり、介護予防に取り組む暮らしの実現



#### 具体的な施策

01 各種がん検診の実施と普及啓発	【健康支援課】	13 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 【保険年金課・介護福祉課・健康支援課】
02 肝炎ウイルス検診	【健康支援課】	14 在宅高齢者給食サービス 【介護福祉課】
03 ピロリ菌検査・除菌の推進	【健康支援課】	15 長寿社会のニーズに合わせた学びの支援 【生涯学習課】
04 受動喫煙防止対策の推進	【健康支援課】	16 高齢者交通費助成事業 【総合福祉課】
05 特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発	【保険年金課・健康支援課】	【介護予防・生活支援サービス事業】
06 各種ドック助成事業	【保険年金課】	17 訪問型サービス 【介護福祉課】
07 糖尿病性腎症等の重症化予防事業	【保険年金課・健康支援課】	18 通所型サービス 【介護福祉課】
08 ヘルスプロモーション事業	【健康支援課】	19 介護予防ケアマネジメント 【介護福祉課】
09 歯周病検診	【健康支援課】	【一般介護予防事業】
10 こころの体温計及びこころの相談窓口の普及	【健康支援課】	20 介護予防把握事業 【介護福祉課】
11 ゲートキーパー養成講座	【健康支援課】	21 介護予防普及啓発事業 【介護福祉課】
12 こころの相談日	【健康支援課】	22 地域介護予防活動支援事業 【介護福祉課】
		23 地域リハビリテーション活動支援事業 【介護福祉課】

##### 2 住民や多様な主体による地域の支え合い体制の促進



#### 具体的な施策

01 認知症に関する普及啓発	【介護福祉課】	16 あいサポート運動 【障がい福祉課】
02 認知症初期集中支援推進事業	【介護福祉課】	17 愛の一歩運動 【社会福祉協議会】
03 認知症地域支援推進員の配置	【介護福祉課】	18 ふれあいコール事業 【総合福祉課】
04 認知症カフェの実施	【介護福祉課】	19 ふれあい集会 【ゼロゴミ推進課】
05 認知症サポート一等養成事業	【介護福祉課】	20 ふれあいサロンの推進 【社会福祉協議会】
06 認知症サポート一活動促進事業	【介護福祉課】	21 雪かきボランティア事業 【総合福祉課】
07 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	【介護福祉課】	22 成年後見制度利用支援事業 【障がい福祉課・介護福祉課】
08 地域包括支援センター運営協議会の実施	【介護福祉課】	23 日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】
09 地域ケア会議推進事業	【介護福祉課】	24 在宅医療・介護連携推進事業 【介護福祉課】
10 生活支援体制整備事業	【介護福祉課】	25 高齢者虐待防止等の推進 【介護福祉課】
11 地域資源情報の一元管理	【介護福祉課】	26 家族介護支援事業 【介護福祉課】
12 重層的支援体制整備事業	【総合福祉課】	27 在宅介護用品等支給事業 【介護福祉課】
13 高齢者世帯調査	【総合福祉課】	28 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業 【総合福祉課】
14 高齢者支援事業	【総合福祉課】	29 家族介護者リフレッシュ事業 【社会福祉協議会】
15 高齢者等見守り活動事業	【総合福祉課】	

##### 3 介護保険事業の適正な運用・体制の整備



#### 具体的な施策

01 地域密着型サービス事業所等への指導・支援	【介護福祉課】	06 介護給付等費用適正化事業 【介護福祉課】
02 利用者等への情報提供の充実	【介護福祉課】	07 介護職員就業支援事業 【介護福祉課】
03 介護現場の業務効率化	【介護福祉課】	08 高齢者の雇用に関する啓発 【工業・雇用振興課】
04 社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業	【介護福祉課】	09 シルバーパートナーセンターの支援 【工業・雇用振興課】
05 民間等介護サービス利用者負担軽減事業	【介護福祉課】	

##### 4 いつまでも地域で安心して暮らし続けられる生活環境の整備



#### 具体的な施策

01 デマンド型コミュニティバス運行事業	【まちづくり推進課】	07 住宅改修支援助成事業 【介護福祉課】
02 車いすの貸出し	【社会福祉協議会】	08 高齢者等緊急通報システム設置事業 【総合福祉室】
03 バリアフリー化事業	【障がい福祉課】	09 避難行動要支援者支援体制の確立支援 【危機管理室】
04 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	【緑地公園課】	10 防災備蓄品整備事業 【危機管理室】
05 高齢者住宅の確保	【介護福祉課】	11 介護施設等の災害対策 【介護福祉課】
06 公営住宅の安全対策	【住宅課】	12 介護施設等の感染症対策 【介護福祉課】

## 介護保険サービスの基盤整備の見込み

第9期計画の介護保険サービスの基盤整備は、次のように見込みます。

### 【介護保険施設】

サービス名		令和5年度末	令和8年度末	増減数
介護老人福祉施設	事業所(か所)	8	9	1
	定員(人)	660	760	100
介護老人保健施設	事業所(か所)	6	6	0
	定員(人)	507	507	0
介護医療院	事業所(か所)	3	3	0
	定員(人)	208	208	0

### 【地域密着型サービス】

サービス名		令和5年度末	令和8年度末	増減数
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	事業所(か所)	1	1	0
	定員(人)	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	事業所(か所)	7	8	1
	定員(人)	173	206	33
認知症対応型共同生活介護	事業所(か所)	29	32	3
	定員(人)	510	582	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所(か所)	2	3	1
	定員(人)	48	63	15
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所(か所)	3	3	0
	定員(人)	87	87	0
地域密着型通所介護	事業所(か所)	31	個別対応	-
	定員(人)	472	個別対応	-

※小規模多機能型居宅介護は、定員引き上げ分4人（1事業所）を含む

## 介護サービス給付費の見込み

(単位 : 千円)

	介護サービス (要介護認定者対象サービス)			介護予防サービス (要支援認定者対象サービス)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス						
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護	4,414,795	4,501,730	4,557,633	306,053	312,470	322,931
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	2,887,562	2,955,492	3,261,102	8,127	8,137	10,194
施設サービス						
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	4,268,633	4,338,501	4,435,586			
居宅介護支援・介護予防支援	610,751	621,364	613,698	59,315	60,500	61,276
合計	12,181,741	12,417,087	12,868,019	373,495	381,107	394,401
総給付費	12,555,236	12,798,194	13,262,420			

## 地域支援事業費の見込み

(単位 : 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	457,436	490,667	528,803
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	269,672	272,078	270,923
包括的支援事業（社会保障充実分）	81,735	86,901	86,797
合計	808,843	849,646	886,523

資料 : 「見える化」システム推計

## 第9期介護保険事業計画における財政収支見込み

(単位 : 千円)

費用の見込み	標準給付費 総給付費、審査支払手数料、高額介護サービス等費等、高額医療合算介護サービス費等給付額、特定入所者介護サービス等費	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		13,415,083	13,674,404	14,154,009
地域支援事業費	908,761	965,314	991,316	
保健福祉事業費	29,370	29,370	29,370	
介護給付費準備基金積立金	201	201	201	
諸支出金（償還金）	5,000	5,000	5,000	
費用計	14,358,415	14,674,289	15,179,896	
収入の見込み	第1号保険料	3,036,739	3,041,557	3,036,817
	国支出金	3,342,252	3,643,062	3,569,444
	支払基金交付金	3,745,571	3,824,569	3,964,359
	道支出金	2,074,247	1,908,193	2,192,597
	一般会計繰入金	2,021,148	2,059,517	2,123,703
	介護給付費準備基金繰入金	138,217	197,150	292,735
	財政安定化基金	0	0	0
	繰越金	10	10	10
	財産収入・諸収入	231	231	231
	収入計	14,358,415	14,674,289	15,179,896
	差引き（収入-費用）	0	0	0

## 所得段階別の保険料の段階区分

第9期では、標準の所得段階が13段階となることから、第8期から1段階増やして13段階とし、それぞれの保険料額を以下のとおり定めます。

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）保険料基準額=5,784円（月額）

所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.455 (基準額×0.285)	31,500円 (19,700円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.685 (基準額×0.485)	47,500円 (33,600円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.690 (基準額×0.685)	47,800円 (47,500円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.900	62,400円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、第4段階に該当しない方	基準額×1.000	69,400円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円未満の方	基準額×1.200	83,200円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	90,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	104,100円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	117,900円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	131,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100	145,700円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300	159,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が720万円以上の方	基準額×2.400	166,500円

※「他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等の年金収入に係る所得（所得税法第35条第2項第1号に掲げる額）並びに租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額。

※基準額は、年額69,406円。（保険料は100円未満切捨て。）

※算定式及び保険料（年額）の（ ）内は公費負担による軽減後の割合及び保険料。

苫小牧市  
高齢者保健福祉計画  
第9期介護保険事業計画  
—概要版—

発行年月：令和6年（2024年）3月  
発行：北海道苫小牧市  
編集：苫小牧市福祉部介護福祉課  
住所：〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
電話：0144-32-6340  
FAX：0144-31-4526